



# 個人住民税の寄附金税額控除には確定申告が必要です

個人の方が令和6年中に支払った、下記1～3の2,000円を超える寄附金については、個人住民税の税額控除（基本控除）が受けられます。

また、下記1の地方自治体への寄附金「ふるさと納税」に該当する場合、税額控除額が大きくなります（特例控除の上乗せ）ので、確定申告書に正しく記載してください。

なお、災害義援金については、被害を受けた地方自治体に対して寄附をした場合に加え、募金団体（日本赤十字社、共同募金会等）を経由して地方自治体に寄附をした場合も、下記1の「ふるさと納税」の制度が適用されます。

記載方法については、裏面をご覧ください。

## 1 地方自治体への寄附金「ふるさと納税」 【基本控除10%+特例控除】



## 2 東京都共同募金会及び日本赤十字社（東京都支部）への寄附金 【基本控除10%】



## 3 東京都又はお住まいの区市町村が条例で指定した寄附金 【基本控除4%(都)・6%(区市町村)】



◎東京都が条例で指定する寄附金は、所得税の控除対象寄附金のうち、都内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体です（特定公益信託・政党等に対する寄附金等を除きます。）。

◎区市町村が条例で指定する寄附金については、お住まいの区市町村にお問い合わせください。

- ・個人住民税の税額控除を受けるには、**税務署への所得税の確定申告<sup>※1</sup>が必要です<sup>※2</sup>**
- ※1 所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください。
- ※2 地方自治体へ寄附をされた方で、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の手続きをし、当該制度を適用される方は確定申告は不要です。
- ・領収書や払込控え等は**確定申告書等に添付し、令和7年3月17日(月曜日)までに提出してください。**

## 所得税の確定申告は、国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」が便利です

① 国税庁HPの検索



② 確定申告書等作成コーナーへ

◎画面の案内に従い金額等を入力すると、税額などが自動計算されます。



国税庁  
e-Taxキャラクター  
イータ君

個人住民税の寄附金税額控除を受けるための申告方法

確定申告書の提出前に、記載内容を再度確認してください。＜事例＞次の2種類の寄附金等を支払った場合

◎所得税の確定申告書（第二表）に正しく記載されているか、事例を参考に、確認してください。  
※下記の例は、令和6年分の確定申告書を用いた場合の例です。

- ◆◆県に対する寄附金 30,000円
- 「社会福祉法人◇◇の会」に対する寄附金（東京都とお住まいの区市町村がそれぞれ条例で指定した場合） 5,000円

所得税の確定申告書（第一表）

令和6年分の所得税及び復興特別所得税の申告書

所得控除の場合、この欄に記載します。  
※税額控除を受けられる寄附金もあり、その場合はいずれか有利な方を選ぶことができます。  
税額控除の場合、申告書の「政党等寄附金等特別控除」欄に記載します。

所得税の確定申告書（第二表）

「寄附金控除に関する事項」欄

寄附先の名称等  
◆◆県●●市▲▲1-2-3  
◆◆県  
東京都〇〇市△△1-2-3  
社会福祉法人◇◇の会

寄附金控除を速やかに受けられるよう、所在地・名称を正確に記載します。  
※所得税の税額控除の寄附金を選んだ場合は、各寄附金特別控除額の計算明細書を作成の上、申告書と一緒に提出してください。

「住民税・事業税に関する事項」欄

都道府県、市区町村への寄附（特例控除対象）	共同基金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
30,000 円	円	5,000 円	5,000 円



寄附金控除等の詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。

- 個人住民税に関すること・・・総務省HP [総務省 ふるさと納税](#) 検索
- 所得税・確定申告に関すること・・・国税庁HP [国税庁](#) 検索

**東京都主税局**  
作成：課税部課税指導課 ☎03-5388-2969  
東京都主税局 検索 <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>